

特定非営利活動法人 「日本伝統文化遺産の建造物等を守る会」定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人「日本伝統文化遺産の建造物等を守る会」という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県つくば市に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を茨城県つくば市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国民 に対して、環境保全に関する事業を行い、木造建築の長寿命化により伝統文化の継承に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 災害援助活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 液体ガラス技術の普及啓発・調査研究事業（科学技術の振興、環境の保全）
- ② 木造建築の安全・安心なまちづくり支援事業（まちづくりの推進、災害援助活動・地域安全活動）
- ③ 施工技術の標準化、人材育成（職業能力の開発、まちづくりの推進）

(2) その他の事業

- ① セミナー・イベント事業
- ② コンサルティング・調査受託事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を

超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、事務所の掲示板に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	棕木浩治
副理事長	吉田明里
理事	塩田正利
	池洋一郎
	小野 守
同	菅原 和
	真家 功
	尾形烈男
	星田弘司
監事	島津榮司

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から10年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から9年3月31

日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|----------|-----|-----------------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 30,000 円 |
| | 会費 | 36,000 円 (1年間分) |
| (2) 賛助会員 | 入会金 | 0 円 |
| | 会費 | 12,000 円 (1年間分) |

役員名簿

特定非営利活動法人 「日本伝統文化遺産の建造物等を守る会」

役職名		住所又は居所	報酬の有無
理事長	椋木浩治		無
副理事長	吉田明里		無
理事	塩田政利		無
同	池洋一郎		無
同	小野 守		無
同	菅原 和		無
同	真家 功		無
同	尾形烈男		無
同	星田弘司		無
監事	島津榮司		無

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設立趣旨書

令和8年5月7日

特定非営利活動法人 「日本伝統文化遺産の建造物等を守る会」

設立代表者 住所又は居所氏名

椋木浩治

1 趣旨

近年、日本においては人口減少や担い手不足の進行により、神社仏閣や歴史的建造物をはじめとする木造建築の維持管理が困難となり、日本固有の伝統文化の継承が危機的状況に直面している。これらの木造建築は文化的価値を有する一方で、老朽化の進行や火災、自然災害によるリスクが高く、その保護と活用は喫緊の課題である。

また、地球規模での環境問題への対応として脱炭素社会の実現が求められる中、再生可能資源である木材の利活用は極めて重要であるが、木材は腐朽や燃焼といった弱点を有しており、長期的かつ安全な利用のためには技術的課題の克服が不可欠である。さらに、木材の長寿命化や防災化に関する技術については有用な知見が蓄積されつつあるものの、それらのエビデンスは十分に体系化されておらず、公的な仕様や基準として広く社会に活用される段階には至っていない状況にある。

さらに、施工技術の標準化や人材育成の仕組みも十分とは言えず、技術の普及と品質の担保が課題となっている。このような状況を踏まえ、本会は、日本の伝統文化である木造建築を守り、次世代へ継承するとともに、環境保全及び防災・減災に寄与することを目的として設立するものである。

これまで発起人らは、木材の耐久性や防災性を向上させる技術に着目し、その有効性の検証や活用可能性の検討を進めてきたところであり、とりわけ、無機質ガラス成分（液体ガラス）を素材に浸透・結合させる技術は、木材等の耐久性を飛躍的に向上させるとともに、防災性の向上にも寄与するものであり、文化財保護から現代建築までの幅広い分野での活用が期待されている。

今後は、これらの知見を社会に還元するため、技術に関する調査研究及びエビデンスの収集・公開、建築関係者や行政を対象としたセミナー、研修の実施、公共施設や文化財等に対する木材活用及び保護に関する提案・コンサルティングなど、更には、災害時における延焼防止等を目的とした技術提供及び自治体との連携を実施し、木造建築の長寿命化、安全性の向上及び環境負荷の低減を図るものとする。

これらの活動は、文化財保護、環境保全、防災、科学技術の振興など多岐にわたる公益性の高い分野に関係しており、その実効性を確保するためには、組織としての透明性、継続性及び社会的信頼性を備えることが不可欠である。

しかしながら、任意団体としての活動では、責任体制や運営の明確性に限界があり、行政機関や関係団体との連携、助成金の活用、対外的信用の確保において制約が生じる。また、本会が目指す技術の標準化や公的仕様への反映を進めるにあたっては、特定の企業や利益に偏らない中立性・公益性を明確にした組織運営が求められる。このため、本会は特定非営利活動法人として法人格を取得し、公益性、透明性及び継続性を備えた組織として活動基盤を確立するも

のである。法人化により、会費、事業収入、寄付金及び助成金等の多様な財源を適切に管理・活用しながら、安定的かつ持続的な事業運営を行うことが可能となる。

本法人の設立により、技術エビデンスの蓄積及び公開を通じた公共事業への展開や標準化の推進、認定資格制度の構築による施工品質の確保及び人材育成、さらには自治体等との連携による安全で安心なまちづくりへの貢献が期待される。また、地域材の活用促進による地方創生や、木材の長寿命化による資源の有効活用及び廃棄物削減を通じて、脱炭素社会の実現にも寄与するものである。以上の趣旨に基づき、本会は、日本の木造建築と生活文化を守り、次世代へ継承する中核的な役割を担うべく、特定非営利活動法人として設立するものである。

2 申請に至るまでの経過

本会の設立は、発起人らがこれまで木造建築の維持管理や活用に関わる中で、現場における深刻な課題を実感したことに端を発している。神社仏閣や歴史的建造物においては、老朽化の進行や維持管理の担い手不足により、適切な保全が困難となっている事例が各地で見受けられ、貴重な文化資産が失われかねない状況にある。

また、木材の利活用が環境面からも重要視される一方で、耐久性や防災性に関する技術が十分に普及しておらず、さらにそれらを支えるエビデンスの整理や施工技術の標準化、人材育成の仕組みが整っていないことにより、実用化や社会実装が進みにくい状況にあることを強く認識するに至った。

発起人らは、これらの課題を解決するためには、個々の事業者や任意の取り組みにとどまらず、技術の検証と普及、標準化、人材育成を一体的に推進する仕組みが不可欠であるとの認識に至り、関係者間での協議と検討を重ねてきた。

その結果、公益性を明確にした組織として社会的信頼を確保し、行政や関係機関との連携を図りながら継続的に活動を展開していくためには、特定非営利活動法人として法人格を取得し、組織基盤を確立することが必要であるとの結論に至ったものである。

以上の経緯を踏まえ、本会は特定非営利活動法人の設立を発起しここに申請するものである。

令和8年3月	任意団体としての活動
令和8年3月	特定非営利活動法人に向けての研究会開催
令和8年4月	特定非営利活動法人設立準備会開催
令和8年5月	設立総会開催

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人「日本伝統文化遺産の建造物等を守る会」

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①液体ガラス技術の普及啓発・調査研究事業	液体ガラス技術の普及啓発・調査研究事業	(A)随時行う (B)(有)ミリオン・ベル会議室 (C)5人～8人	(D)液体ガラスを利用する建築業者 (E)不特定多数	100
②木造建築の安全・安心なまちづくり支援事業	木造建築の安全・安心なまちづくり支援事業	(A)年2回行う (B)つくば市他神社・仏閣等 (C)5人～8人	(D)つくば市他神社・仏閣等 (E)不特定多数	100
③施工技術の標準化、人材育成事業	施工技術の標準化、人材育成事業	(A)毎月行う (B)(有)ミリオン・ベル会議室 (C)5人～8人	(D)液体ガラスを利用する建築業者 (E)不特定多数	500

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①セミナー イベント 事業	液体ガラスの使用に関する 有料セミナー	(A)随時行う (B)(有)ミリオン・ベル会議室 (C)5人～8人	300
②コンサル ティン グ・調査受 託事業	自治体や民間からの木質化 計画、劣化診断などの調査 受託	本事業年度は実施予定なし。	

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

様式例（翌事業年度）

令和9年度の事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人「日本伝統文化遺産の建造物等を守る会」

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前事業年度に発足させたホームページの開設準備委員会の検討については、検討結果を通常総会に付議できるよう議論を進める。事業年度内の開設を目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日 時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①液体ガラス 技術の普及 啓発・調査 研究事業	液体ガラス技術の普及啓 発・調査研究事業	(A)随時行う (B)(有)ミリオ ン・ベル会議 室 (C)5人～8人	(D)液体ガラ スを利用 する建築 業者 (E)不特定多 数	200
②木造建築の 安全・安心 なまちづく り支援事業	木造建築の安全・安心な まちづくり支援事業	(A)年2回行う (B)つくば市他神 社・仏閣等 (C)5人～8人	(D)つくば市 他神社・ 仏閣等 (E)不特定多 数	200
③施工技術の 標準化、人材 育成事業	施工技術の標準化、人材育 成事業	(A)随時行う (B)(有)ミリオ ン・ベル会議 室 (C)5人～8人	(D)液体ガラ スを利用 する建築 業者 (E)不特定多 数	600

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① セミナー イベント 事業	液体ガラスの使用に関する 有料セミナー	(A) 随時行う (B) (有) ミリオン・ベル会議室 (C) 5人～8人	400
② コンサル ティン グ・調査受 託事業	自治体や民間からの木質化 計画、劣化診断などの調 査受託	(A) 随時行う (B) 受託先 (C) 5人～8人	400

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 「日本伝統文化遺産の建造物等を守る会」

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	330,000		330,000
賛助会員受取会費	370,000		370,000
.....			
2 受取寄附金			
受取寄附金			
.....			
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
.....			
4 事業収益			
有料セミナー事業収益		300,000	300,000
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
.....			
経常収益計	700,000	300,000	1,000,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費	100,000	100,000	200,000
旅費交通費	100,000	100,000	200,000
減価償却費			
支払利息			
研修費	500,000	100,000	600,000
その他経費計			
事業費計	700,000	300,000	1,000,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
.....			
その他経費計			
管理費計			
経常費用計			
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
経費区分振替額			
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

(法第10条第1項第8号「翌事業年度の活動予算書」(定款にその他の事業が掲げられている場合))

令和9年度 活動予算書
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
特定非営利活動法人「日本伝統文化遺産の建造物を守る会」

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	360,000		360,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	200,000		200,000
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	640,000		640,000
4. 事業収益			
有料セミナー事業収益		400,000	400,000
調査受託事業収益		400,000	400,000
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計	1,200,000	800,000	2,000,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			
会議費	200,000	100,000	300,000
旅費交通費	200,000	100,000	300,000
減価償却費			
支払利息			
研修費	600,000	600,000	1,200,000
その他経費計			
事業費計	1,000,000	800,000	1,800,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計			
管理費計			
経常費用計			
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額			200,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			200,000